

2. 盲・聾・養護学校の地域における「センター的機能」
に関する調査
－その実態と課題－

盲・聾・養護学校の地域におけるセンター的機能に関する調査

－その実態と課題－

1 はじめに

盲・聾・養護学校に「センターとしての役割」が求められることになる直接のきっかけとなったのは、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方」に関する中央教育審議会第一次答申（平成8年7月）で述べられた、障害のある子どもやその保護者に対する〈早期教育相談体制の充実の充実や盲・聾・養護学校の幼稚部の整備〉の必要性である。その後、平成9年の「特殊教育の改善・充実について（第一次、第二次報告）」、「教育改革プログラム」、「教育課程審議会答申」における言及を経て、特殊教育諸学校が在籍する児童生徒の教育を行うだけでなくその専門性や施設・設備を生かし、地域において障害のある子どもの相談に関するセンターとしての役割が、新学習指導要領に記述されることになった。

さらに、平成13年1月に公表された「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議（最終報告）」では、「専門性や障害に応じた施設設備を生かして地域の特殊教育のセンターとしての機能を充実する事が望ましい」とし、教育相談にとどまらず、特殊教育諸学校が地域の社会資源としてさらに広範な機能を果たすことが期待されるとした。

もともと在籍する子ども達に対して教育活動を行う場として設置されてきた盲・聾・養護学校が対外的なサービス機能をもつということは、学校観及び学校機能に関する認識の根本的な転換を意味している。

本プロジェクト研究では、平成13年度に各盲・聾・養護学校におけるセンター的機能への取組について、その実態を把握するとともに、今後の課題の資料を収集することを目的として、全国調査を実施した。ここでは、全国調査によって得られた結果を報告する。

2 方法

(1) 調査対象

独立行政法人国立特殊教育総合研究所が保有する特殊教育諸学校データベース（平成13年度版）をもとに、2001年4月現在設置されている全盲・聾・養護学校を対象にアンケートによる悉皆調査を行った。学校種内訳は、盲学校71校、聾学校107校、知的障害養護学校529校、肢体不自由養護学校193校、病弱養護学校95校であった。

(2) 調査実施期間

2001年12月～2002年1月

(3) 調査内容及び方法

「学校外に対するサービス、センター的機能」の実態を、次の7内容について質問紙法により尋ねた。

- 1) 教育相談機能：①就学相談、②障害のある子どもの教育や養育に関する相談、③不登校や集団不適応などの教育相談（一般の教育相談）④卒後の進路・就労に関する相談⑤その他の相談を行うこと。
- 2) 指導機能：要請に応じて学校等を訪問し、直接に幼児児童生徒の指導を行うこと。
- 3) 研修機能：各学校が外部者を対象に研修や講習会を企画・実施して行うこと。
- 4) 情報提供機能：障害のある子どもの教育に関する各種の情報を一般市民や機関に提供すること。
- 5) コンサルテーション機能：他機関（幼稚園、小・中学校や福祉機関等）及びその教職員に対し、その機関での指導等に関する相談や支援を行うこと。
- 6) 実践研究機能：障害のある子どもの教育に関する実践的研究を地域の他機関（幼稚園、小・中学校や福祉機関等）と連携・協力して企画・実施すること。
- 7) 施設・設備開放：施設・設備を自校の教育活動とは別の目的で学校外の人々・機関に供すること。

なお、質問紙は資料として、巻末に示した。

3 結果

(1) 全校種の結果概要

調査票の回収数と回収率は表(1)-1のとおりである。以下、機能ごとに結果の概要について述べる。

表(1)-1 回収率

学校種	学校数	回収校数	回収率(%)
盲学校	71	62	87.3
聾学校	107	74	69.1
知的障害養護学校	529	354	66.9
肢体不自由養護学校	193	133	68.4
病弱養護学校	95	80	84.2

知的障害養護学校では、知的障害のみ学校(以下、知的単置校とする)311校(内、高等養護学校23校)、他の障害種を併置している学校(以下、知肢(病)併置校とする)が20校あった。知肢(病)併置の学校の内訳は、知肢併置が18校、知肢病併置が2校であった。知的障害養護学校では、単置校と併置校の特色に差異が認められなかったため、両者を合わせて分析した。

肢体不自由養護学校では、肢体不自由のみの学校(以下、単置校とする)124校、他の障害種を併置している学校(以下、併置校とする)が9校あった。併置校の内訳は、肢知併置が7校、肢病併置が2校であった。肢体不自由養護学校では、独自の特性を分析するため、単置校に焦点を当てて検討した。

1) 教育相談機能

これまで、「教育相談」ということばは非常に広範に使用されてきた。特殊教育の範疇で言えば、①各学校における就学や転入学にかかわる面接や窓口業務、②盲学校、聾学校における在籍外の乳幼児と保護者に対する早期指導、特殊教育センター等で行われている③保護者や本人からの要請によるカウンセリングや障害のアセスメント、情報提供及び関係機関の調整、④学校や関係機関の教職員からの指導に関する助言やスーパーバイズなどである。本調査では、これらを整理したうえで、①、②に不登校や集団への不適応などに関する相談(「一般教育相談」)、また進路・就労に関する相談についても実施実態について尋ねた。そして、④についてはコンサルテーション機能として独立させて尋ねている。

表(1)-2は教育相談機能の実施を学校種別、内容別にまとめたものだが、自校に対する就学や転入学に関する相談には各学校種とも8割以上が応じているものの、就学に関する相談一般に応じているのは盲学校の54.8%を除くと半分以下となっている。また、保護者の養育等に関する相談については、盲学校の82.3%、聾学校の75.7%を除くと半数以下となっており、全国的に見れば、盲・聾・養護学校の「地域のセンターとしての役割」に関するきっかけとなった内容についての取り組みについてはまだ端緒についたばかりと言えそうである。不登校、集団への不適応、教科学習の困難等を取り扱う一般教育相談の実施については、他の学校種実施率が10%代なのに比べ病弱養護の割合32.5%と高かった。病弱養護学校が不登校の状態にある通常学級在籍の子どもに対する対応機能を果たしていることが推察される。なお、実施件数をみると、どの校種においても1~5件という学校が多かったが、その一方で、知的養護では51~100件という学校が2校あった。

表（１）－２ 教育相談の実施校数（（ ）内は％）

	転入学	地域就学	教育・養育	一般	進路・就労	その他
盲	60(96.8)	34(54.8)	51(82.3)	11(17.7)	24(38.7)	14(22.6)
聾	66(89.1)	34(45.9)	56(75.7)	19(25.7)	27(36.5)	29(39.2)
知的障害	318(89.8)	163(46.0)	184(52.0)	70(19.8)	107(30.2)	31(8.8)
肢体不自由	109(87.9)	46(37.1)	59(47.6)	15(12.1)	25(20.2)	10(7.5)
病弱	73(91.3)	23(28.8)	28(35.0)	26(32.5)	13(16.3)	2(2.5)

2) 指導機能

盲学校58.1％（36校）、聾学校44.6％（33校）、知的障害養護学校31.9％（113校）、肢体不自由養護学校29.0％（36校）、病弱養護学校26.3％（21校）がこの取り組みを行っているとしている。表（１）－３は、これを訪問先の別に見たものである。

指導機能の実施率の高い盲学校は、なかでも小中学校の通常学級において指導を行っている学校が多い。知的障害養護学校と肢体不自由養護学校では小・中の特殊学級での指導、病弱養護学校では小・中の通常学級での指導を行っているところが多いという結果になっている。

表（１）－３ 訪問先別の指導実施校数（（ ）内は％）

	幼稚園・保育所	小・中の通常学級	小・中の特殊学級
盲	18(29.0)	25(40.3)	14(22.6)
聾	15(20.3)	13(17.6)	12(16.2)
知的障害	44(12.4)	41(11.6)	53(15.0)
肢体不自由	8(6.5)	8(6.5)	15(12.1)
病弱	5(6.3)	12(15.0)	7(8.8)

3) 研修機能

盲学校69.4％（43校）、聾学校71.6％（53校）、知的障害養護学校55.6％（197校）、肢体不自由養護学校43.5％（54校）、病弱養護学校46.3％（37校）がこの取り組みを行っているとしている。表（１）－４は、研修を行っている学校数を対象別に示したものである。

研修機会を提供している学校をその対象別に見ると、盲学校の約38％が一般市民を対象とした研修を行っている他、20数％の盲学校、聾学校が幼稚園・保育所の教職員を対象に行っている点、約35％の知的障害養護学校が小中学校の特殊学級担任を対象に行っている点が目立つ。また、一般市民対象の研修を行っている学校は病弱養護学校を除く各校種とも10％を越える割合を占めている。

表（１）－４ 研修を行っている学校数と対象：学校数（（ ）内は％）

	幼稚園・ 保育所	小・中 通常	小・中 特殊	小・中 通級	特 殊 教育学校	通園施設	在籍児 保護者	一般市民
盲	14(22.6)	21(33.9)	18(29.0)	11(17.7)	15(24.2)	10(16.1)	8(12.9)	24(38.7)
聾	21(28.4)	18(24.3)	26(35.1)	23(31.1)	21(28.4)	11(14.9)	14(18.9)	20(27.0)
知的障害	63(17.8)	55(15.5)	126(35.6)	36(10.2)	52(14.7)	55(15.5)	56(15.8)	60(16.9)
肢体不自由	10(8.1)	17(13.7)	30(24.2)	7(5.6)	21(16.9)	11(8.9)	14(11.3)	16(12.9)
病弱	2(2.5)	11(13.8)	16(20.0)	4(5.0)	15(18.8)	2(2.5)	10(12.5)	8(10.0)

4) 情報提供相談機能

盲学校64.5% (40校), 聾学校71.6% (53校), 知的障害養護学校51.1% (181校), 肢体不自由養護学校41.1% (51校), 病弱養護学校53.8% (43校) がこの取り組みを行っているとしている。表(1)－5は、情報の提供を行っている学校数を提供先ごとに見たものである。盲学校の約45%が小・中学校の通常学級に情報の提供を行っていることを除けば、この機能を果たしている学校は少なかった。

表(1)－5 情報の提供を行っている学校数と提供先：学校数(()内は%)

	幼稚園・保育所	小・中の通常学級	小・中の特殊学級
盲	16(25.8)	28(45.2)	14(22.6)
聾	21(28.4)	18(24.3)	21(28.4)
知的障害	53(15.0)	53(15.0)	112(31.6)
肢体不自由	17(13.7)	20(16.1)	24(19.4)
病弱	9(11.3)	25(31.3)	20(25.0)

5) コンサルテーション機能

盲学校69.4% (43校), 聾学校67.7% (50校), 知的障害養護学校44.9% (159校), 肢体不自由養護学校37.9% (47校), 病弱養護学校31.3% (25校) がこの取り組みを行っている。

表(1)－6 コンサルテーション実施校と対象：学校数(()内は%)

	幼稚園・保育所	小・中の通常学級	小・中の特殊学級
盲	26(45.2)	28(27.4)	17(11.3)
聾	30(40.5)	28(37.8)	26(35.1)
知的障害	51(14.4)	38(10.7)	105(29.7)
肢体不自由	9(7.3)	14(11.3)	25(20.2)
病弱	1(1.3)	11(13.8)	11(13.8)

6) 実践研究機能

盲学校19.4% (12校), 聾学校20.3% (15校), 知的障害養護学校20.6% (73校), 肢体不自由養護学校16.1% (20校), 病弱養護学校では13.8% (11校) がこの取り組みを行っている。

7) 施設・設備開放機能

盲学校77.4% (48校), 聾学校54.1% (40校), 知的障害養護学校72.3% (256校), 肢体不自由養護学校63.7% (79校), 病弱養護学校60.0% (48校) がこの取り組みを行っている。すなわち、どの学校種においても半数以上が施設・設備開放を実施していることがわかる。主な開放施設として、体育館、グラウンドがあげられている。

8) 校務分掌について

新たな機能の展開を具体化していく場合、それが学校組織にどのように位置づけられているかは非常に重要な側面である。機能ごとの校務分掌の設置をしている学校の数と割合についての結果は表(1)－7の通りである。

表（１）－７ 校務分掌の設置状況：学校数（（ ）内は％）

	盲	聾	知的障害	肢体不自由	病弱
教育相談	46(78.0)	47(63.5)	252(71.2)	75(60.5)	49(61.3)
指導	27(45.8)	18(24.3)	63(17.8)	15(12.1)	13(16.3)
研修	25(47.3)	27(36.5)	117(33.1)	27(21.8)	20(25.0)
コンサルテーション	28(47.5)	28(37.8)	77(21.8)	19(15.3)	13(16.3)
実践研究	3(5.1)	6(8.1)	60(16.9)	14(11.3)	6(7.5)
施設・設備開放	10(1.0)	12(16.2)	75(21.2)	18(14.5)	14(17.5)

教育相談における校務分掌の設置が多く、この取り組みに関しては意識され重点が置かれていることが推測できる。その他の機能に関してみると、盲学校では指導、研修、コンサルテーションについて校務分掌を設けている割合が他に比べて高く、他の校種で校務分掌を設けている割合が低い指導に関する校務分掌においても約半数の学校が分掌を設けている点特徴的である。

(滝坂 信一)

（２）各校種別の結果

1) 盲学校について

① 7つの機能の結果の概要

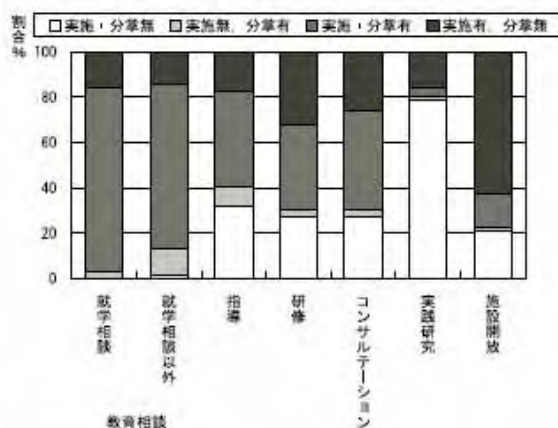
表（２）－１）－１に盲学校における7つの機能毎の実施学校数と割合を示した。最も多く取り組みが実施されていた機能は、教育相談機能における就学相談であり、96.8％（60校）の学校が実施していた。実践機能を除くと他の機能についても60％以上の学校で実施されていた。実践研究機能だけが他に比べて取り組んでいく学校が少なく、実施率は19.4％（12校）であった。

センター的機能の各機能の実施と分掌との関係について示したのが、図（２）－１）－１である。盲学校においては、教育相談に関してその実施率が高かったが、それに対応する校務分掌も整備されていることが示された。就学相談で、80.6％、就学以外の相談で72.6％の学校で担当の分掌を有していた。実施率が指導機能および研修機能、コンサルテーション機能については、分掌を持っていて実施している学校が40％前後であった。研修と、コンサルテーション機能については、分掌を持たなくても実施している学校が30％前後あった。指導機能については、分掌のないところの実施率は17.7％と相対的に低かった。実践機能については、実施率も低かったが分掌を持っていない学校が80％近くに及び、現時点ではまだ整備されていない機能であることが示された。逆に施設か稲生については、分掌がなくても62.9％の学校で実施されており、校務分掌の有無とは関係なく、実施しやすい機能だということが考えられる。

表（２）－１）－１ 盲学校における各機能の実施学校数とその割合

	教育相談		指導	研修	情報提供	コンサルテーション	実践研究	施設開放
	就学相談	就学相談以外						
学校数	60	53	39	43	40	43	12	48
割合	96.8	85.5	62.9	69.4	64.5	69.4	19.4	77.4

(母数は回答を得た学校数、n=62、以下同じ)



図(2)-1)-1 盲学校における各機能の校務分掌の有無と実施の有無の割合

② 各機能に関する分析結果

ア) 教育相談機能について

盲学校が果たしている教育相談機能について、相談内容別の実施学校数と割合を表(2)-1)-2に示した。相談内容では、自校への転入学に関する相談(以下「転入学」)を実施している割合が最も高く、96.8%でほとんどの盲学校で実施していた。次いで障害のある子どもの教育や養育に関する相談(以下「教育・養育」)が54.8%であった。一方、一般(不登校、集団への不適応、教科学習の困難等)に関する相談(以下「一般」)は17.7%と最も低い割合であった。

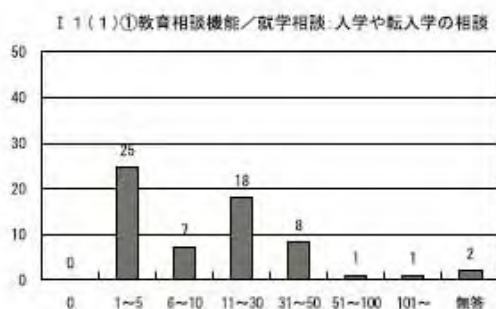
表(2)-1)-2 教育相談機能における相談内容別の実施学校数と割合

	転入学	地域就学	その他	教育・養育	一般	進路・就労	その他
相談件数	1108	571	216	3080	90	245	155
学校数	60	34	7	51	11	24	14
割合	96.8	54.8	11.3	82.3	17.7	38.7	22.6

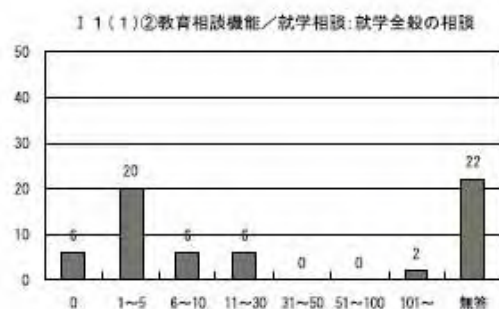
図(2)-1)-2から図(2)-1)-7に教育相談機能における平成12年度における実施件数の傾向を整理して示した。本分布図は0件と1件以上の教育相談を実施している学校数を分けて示した。

入学や転入学に関する相談では、年間1～5件という学校が最も多く、25校であった。次いで11～30件の18校であった。他方31～50件が8校、51件以上が1校、247件という回答が1校からあった。この相談の総数は1108件であった。

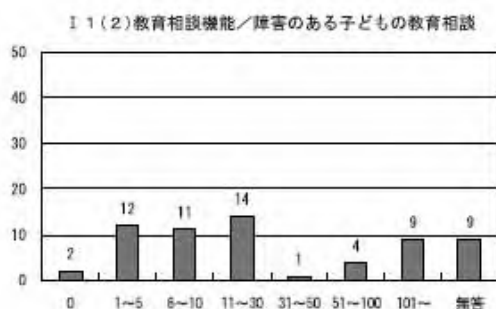
障害に関する相談については、総数で3080件あった。年間30件以下の学校が37校と全体の半数以上を占めているが、他方で101件以上の相談が合った学校が9校あり、200件台が3校、300件台が1校、400件台が2校あった。視覚障害の限定されない一般的な教育相談は全体で90件あった。1校だけ52件と多くの相談があった。回答のなかった学校も合わせると50校以上の盲学校はこの分野での相談は少ないことが示された。卒業後の進路や就労に関する相談の総数は245件あった。この分野については、回答のなかった学校および0件という回答を合わせると38校になる。年間10件以上ある学校が8校で、卒業生の進路や就労については盲学校では積極的に取り組まれているという傾向が示された。その他に区分された相談件数は全部で155件あった。



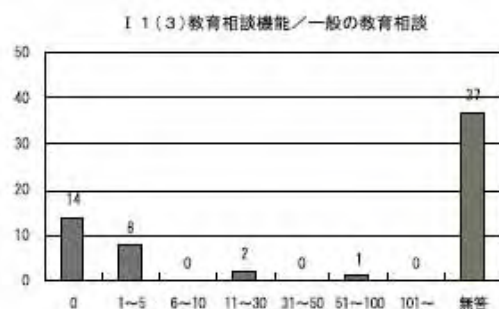
図(2)-1)-2
転入学に関する相談の実施件数別学校数



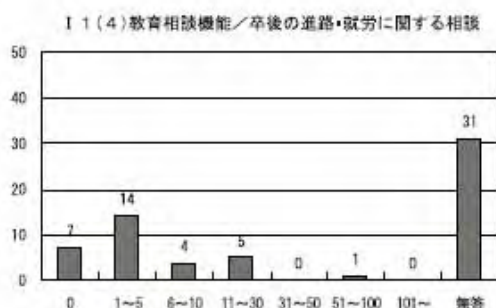
図(2)-1)-3
地域の就学に関する相談の実施件数別学校数



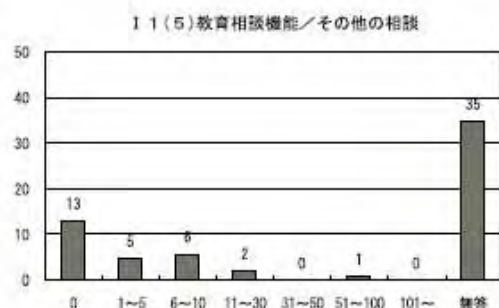
図(2)-1)-4
教育・療育に関する相談の実施件数別学校数



図(2)-1)-5
一般に関する相談の実施件数別学校数



図(2)-1)-6
進路・就労に関する相談の実施件数別学校数



図(2)-1)-7
その他に関する相談の実施件数別学校数

イ) 指導機能について

指導機能、つまり自校以外で他の学校等を訪問して直接的に障害のある幼児・児童生徒の指導を行っている実施している盲学校は36校であった。これは全盲学校の63.9%にあたる。指導機能について対象別にみた実施校数は表(2)-1)-3に示したとおりである。小・中学校通常学級が最も多く18校であった。次いで幼・保育園の15校、小・中学校特殊学級14校となっている。

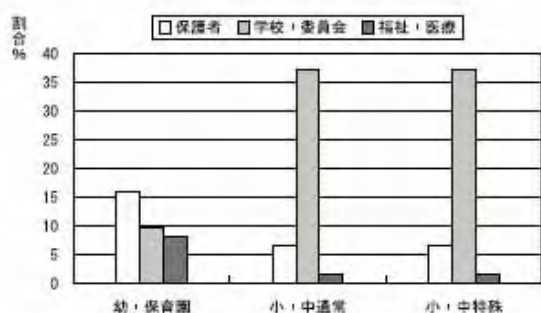
さらに各対象について指導の依頼先ごとに整理した結果を図(2)-1)-8に示した。幼・保育園については学校や教育委員会等からの依頼よりは保護者によるものが多く、その件数は11校であった。小・中学校通常学級については、学校や教育委員会からの依頼が23校でもっとも多かった。小・中学校特殊学級についても学校や教育委員会からの依頼が多く、その実施校数は14校であった。小・中学校通級での指導機能は2校のみでしか実施されていなかったが、これは学

校や委員会からの要請によるものであった。自校以外の盲聾養護学校養護学校については、学校や教育委員会からの依頼で9校が実施していた。

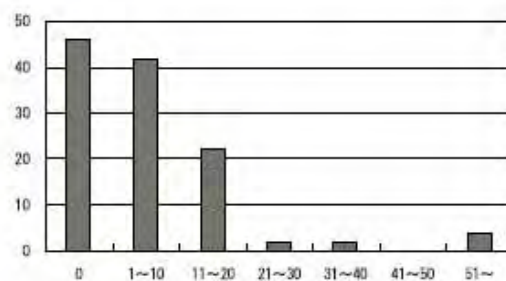
平成12年度における実施件数についてその分布を図(2)-1)-9に示した。実施10件以下の学校が20校と最も多く、次いで11件から20件が11校と続いている。51件以上実施している学校が3校あった。

表(2)-1)-3 指導機能における対象及び依頼者別の実施学校数と割合

	幼・保育園	小・中学校 通常学級	小・中学校 特殊学級	小・中学校 通級	自校以外 盲聾養護	幼児通園 施設	その他
学校数	18	25	14	2	9	3	16
割合	29.0	40.3	22.6	3.2	14.5	4.8	25.8
件数	377	137	70	2	27	44	112



図(2)-1)-8
指導機能における対象及び
依頼者別の実施学校の割合



図(2)-1)-9
指導機能に関する実施件数別学校数

ウ) 研修機能について

研修機能については全体の69.4%にあたる43の盲学校で実施されていた。そのうちの25校では研修機能に関する校務分掌が設置されていた。

研修の内容別にみた実施校数を表(2)-1)-4に示した。

表(2)-1)-4 研修の内容別にみた実施校数

	幼・ 保育園	小中 通常	小中 特殊	小中 通級	盲聾 養護	幼児 通園	在籍 保護者	入転学 保護者	一般 保護者	一般 市民	その他
学校数	14	21	18	11	15	10	8	11	4	24	13
割合	22.6	33.9	29	17.7	24.2	16.1	12.9	17.7	6.45	38.7	21
件数	21	55	35	18	22	16	16	24	5	155	67

図(2)-1)-10に研修機能に関する対象と内容別の実施学校数と割合を示した。対象別に見ると最も割合が高いのは、小中学校の通常学級への専門的な研修に関する内容であった。次いで小中学校特殊学級、小中学校通級指導教室、他の盲・聾・養護学校、幼稚園・保育園などが続いている。一般市民対象に専門的な内容に関する研修を実施しているところが15校あった。盲学校では学校や通園施設等を対象とした研修に比べ、保護者を対象とした研修は数が少なく、内容的には、専門的内容、基礎的内容、啓発的内容のいずれの必要とされていることがわかった。